

新型コロナウイルス感染症対策 商店街等にぎわい創出支援事業助成金 公募要領

熊本市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け厳しい状況にある商店街等の来街者数、売上高等を回復させるため、「商店街等にぎわい創出支援事業助成金」の募集を開始します。

【申請受付期間】

令和2年(2020年)11月1日(日)から令和2年(2020年)11月27日(金)まで

【申請書の提出方法】

原則郵送

※感染症拡大を回避するため、原則窓口での申請受付は行いませんのでご了承ください。

※郵送する場合は、期日までに必着。不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しません。

(送付先)

〒860-8601 熊本市役所 商業金融課 宛

(※この郵便番号を記載すると住所の記載を省略できます。)

【対象団体】

熊本市内に事務所または事業所を有する以下の団体

・商店街団体(商店街振興組合、任意の商店街組織)

・熊本商工会議所及び各商工会

・商業者で設立した事業協同組合、協業組合

※いずれかに該当する場合は、対象団体となりませんのでご注意ください。

(1)市税に滞納がある団体

(2)熊本市暴力団排除条例(平成23年条例第94号)第2条第1号から第3号までの規定に該当する団体

【問合せ先】

熊本市商業金融課

<連絡先>096-328-2424

【助成対象事業】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に配慮しながら実施する、イベントその他の事業であって本市商業の振興及び地域の活性化を図るもの

(事例)

- ・プレミアム付商品券(30%)事業との相乗効果が期待される消費喚起に資する事業
- ・商店街のオープンスペースで実施する音楽イベント等

《対象外》

- 同一年度中にこの要綱による助成を受けた場合
- 各団体が助成金を受け、当該団体を含む集合体が申請を行う場合

【事業実施期間】

令和2年(2020年)11月1日(日)～令和3年(2021年)3月31日(水)

※ただし認定申請書の提出日以降が事業の対象となります。

【助成対象経費等】

補助対象となる経費は、令和2年(2020年)11月1日(日)以降に実施する事業に必要な経費(税込)とし、令和3年(2021年)3月31日(水)までに支払いが完了している以下の経費とします。

助成率	対象経費	限度額
10/10以内	謝金、旅費、賃借料、設営費、広報費、印刷費、通信運搬費、備品費、消耗品費、委託料、外注費、雑役務費、その他これらに準ずる経費として市長が認めるもの	1,000千円

※イベント実施の際の衛生対策経費についても対象とします。

(非接触型検温器、マスク(イベント従事人数分)、消毒液(イベント会場設置分)等の必要数)

※応募多数の場合は、助成額を按分する場合があります。(事業予算額:4200万円)

【注意事項】

- 助成金交付の目的に従って、誠実に事業を行ってください。
- 申請内容に虚偽がある場合、交付決定取消や交付済助成金の返還を求める場合があります。

【補助対象外経費】

以下の経費は対象外となりますのでご注意ください。

- 助成対象期間より前に発注、購入、契約を行ったものに係る経費
- 資産計上が必要となる経費(施設・設備の改修、ソフトウェア開発等)
- 来賓等に対する謝礼
- 飲食費、食材費
- その他市長が不相当と認めるもの

【申請期限】

令和2年(2020年)11月27日(金)までに、熊本市商業金融課(TEL:096-328-2424)へ原則郵送にてご提出ください。

※令和2年(2020年)11月27日(金)までに必着でお願いいたします。

【認定基準】

申請書類の内容により事業を審査し、助成金の認定の可否ならびに助成額を決定します。

【認定結果の通知】

助成金の認定結果は、募集期間終了後、審査を行い、文書により各申請者に通知いたします。

- (1)助成金は、予算の範囲内で交付するため、採択されることになった場合であっても希望された金額の全てに応じられない場合があります。
- (2)助成金の支払いは、原則、事業終了後の精算払とします。ただし、概算払を希望される場合には、「助成金概算交付申請書」を提出してください。内容を審査し補助事業の遂行上、特に必要と認められる場合には、交付決定額の全部又は一部について、概算払を行います。

【実績報告書の提出】

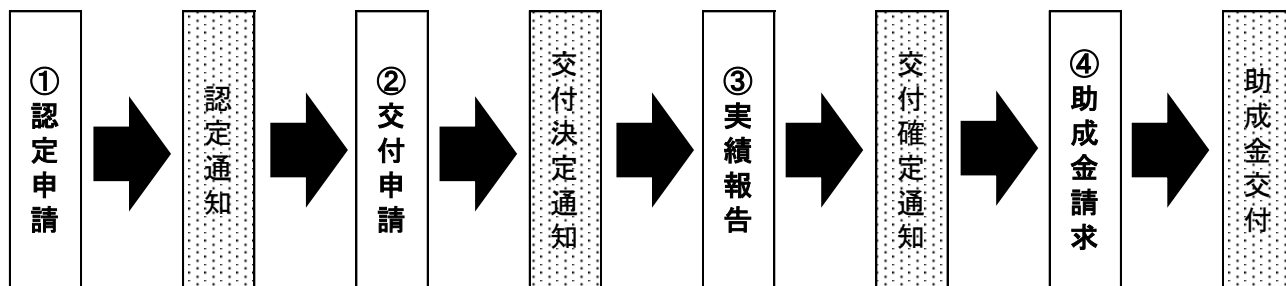
原則、事業完了日から30日以内(土日祝含む)または令和3年(2021年)4月9日(金)のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。また、領収書や明細がわかる資料(成果物見本や写真等を含む。)の添付が必要です。

※実績報告書を受理後、事業内容及び経費を審査の上、補助金額を確定し通知します。

【その他留意事項】

- (1) 同一内容の経費について、他の補助制度等と重複する場合は、対象となりません。
- (2) 他の補助制度を併用する場合は、申請前にご相談ください。

【事業の流れ】



※認定前に事業実施を希望する場合は、認定申請時に「交付申請前着手届」の提出が必要です。

※認定通知後、事業開始前までに、交付申請に必要な書類を提出してください。

【その他】

提出様式等は、以下のホームページ掲載場所にてご確認ください。

ホーム > 新型コロナウイルス感染症対策 TOP > ピックアップ > 補助・助成 > 【新型コロナウイルス感染症関連】商店街等にぎわい創出支援事業